

自校児童生徒への盗撮行為・わいせつ行為撲滅のためのガイドライン

はじめに

教職員による児童生徒へのわいせつ行為や盗撮事件が発生すると、教育現場への信頼が大きく揺らぐこととなります。こうした事件は、教育者としての倫理観の欠如を露呈し、深刻な社会問題となるとともに真面目に職務に精励し、情熱を持って児童生徒に接している多くの教職員に対する重大な裏切り行為でもあります。

本ガイドラインは、このような不祥事発生未然防止を目的に、教職員一人一人が遵守すべき行動規範と校内体制の整備について示すものです。

1 基本的な服務規律の遵守

教職員は、児童生徒の人権と尊厳を守る立場であることを常に自覚し、法令や教育委員会の指針等を厳守すること。わいせつ行為や盗撮は、教育活動の前提である、児童生徒や保護者との信頼関係を根底から覆す重大な犯罪行為であり、懲戒処分、刑事処分の対象となることを認識すること。

2 盗撮行為防止のための具体的対策

- 撮影機材の管理……撮影は学校で決められた機材を使用し、個人で所有するカメラやタブレット、スマートフォン等による撮影は禁止する。
- 撮影データの管理……児童生徒が撮影された画像等は、内容を管理職が確認の上、校務系ファイルサーバ（児童生徒及び保護者の許諾を得た場合は教育系ファイルサーバ）で管理する。個人で所有する端末に保管したり、無断で校外に持ち出したりしない。
- 教室・更衣室・トイレの点検……清掃時等、定期的に点検を行い、カメラ等の不審物がないか確認する。また、盗撮の温床となり得る荷物等の放置をしない。
- Webページ、SNSの運用管理……学校が運営するWebページやSNSの運用ルールを再確認し、写真等が悪用され、児童生徒が被害に遭うことを予防する。

3 わいせつ行為防止のための具体的対策

- 個別対応時の配慮……児童生徒との個別面談では、密室を避け、適切な距離を確保する。
- 私的連絡の禁止……児童生徒との私的な電話・メール・SNS・アプリケーションを介したやり取りは一切禁止する。
- 身体接触の制限……身体接触は原則禁止である。安全確保や生活介助等をやむを得ない場合を除き、児童生徒の身体にむやみに接触しない。
- 管理職への報告義務……万が一、教職員の不適切な言動により児童生徒の被害が疑われる場合は、速やかに管理職へ報告する。

4 児童生徒への啓発と支援体制の整備

- 相談窓口の周知……児童生徒に対し、悩みや不安を気軽に相談できるよう、相談担当教員やスクールカウンセラー、生活アンケート等を活用した相談体制の確認と周知を行う。
- 啓発の徹底……児童生徒に対し、むやみに教職員と個人的な連絡先（携帯電話番号やSNSのアカウント等）を交換しないよう指導する。ただし、休日における校外での活動のための連絡等、やむを得ない事情により管理職の許可を得た場合は、この限りではない。
- 異変への迅速な対応……児童生徒に対し、更衣室やトイレに普段と違う物が置かれているなどの異変に気づいた場合は、直ちに教職員に報告するよう指導する。